

会 議 録 (要 旨)

会 議 名	令和元年度第1回武蔵村山市個人情報保護審議会
開 催 日 時	令和元年6月26日(水) 午後1時30分～午後2時21分
開 催 場 所	301会議室
出 席 者 及 び 欠 席 者	出席者：佐々木会長、森本副会長、加園(多)委員、中村委員、乃一委員、原田委員、福澤委員、森林委員 欠席者：加園(和)委員、比留間委員 事務局：文書情報課長、文書情報課係長(法規係) 実施機関：子育て支援課長、子育て支援課係長(手当・医療係長)
報 告 事 項	(1) 個人情報を取り扱う業務の状況について (2) 個人情報を取り扱う業務の開始の届出に係る事項について (3) 個人情報を取り扱う業務の変更の届出に係る事項について (4) 個人情報を取り扱う業務の廃止の届出に係る事項について (5) 保有個人情報の利用状況の届出に係る事項について (6) 保有個人情報の目的外利用の届出に係る事項について (7) 保有個人情報の外部提供の届出に係る事項について (8) その他
議 題	(1) 未婚の児童扶養手当受給者に対する臨時・特別給付金支給事務における保有個人情報の目的外利用について (2) その他
結 論 (決定した方針、残された問題点、保留事項等を記載する。)	(1) 可とする。 (2) 議題なし。
審 議 経 過 (主な意見等を原則として発言順に記載し、同一内容は一つにまとめる。)  (○=委員、 ●=事務局等)	<p>● 会議に先立ちまして、総務部長から皆様に御挨拶申し上げます。</p> <p>～総務部長挨拶～</p> <p>●総務部長は、所用のため、ここで退室します。</p> <p>～総務部長退室～</p> <p>●事務局の紹介を行います。</p> <p>～事務局 自己紹介～</p> <p>○ 令和元年度第1回武蔵村山市個人情報保護審議会を開催します。本審議会の会議の公開については、武蔵村山市個人情報保護審議会の会議の公開に関する運営要領第2条の規定に基づき、公開を原則として審議を進めていきます。会議開会前に文書情報課長と協議を行い、非公開情報として取り扱う議題がないと判断しましたので、公開により開催します。</p> <p>なお、通常であれば、報告事項の次に、議題に入ることになりますが、会議前に事務局より、本日は議題に係る案件の付議依頼部署の都合により、先に議題に入りたいとの申出があり、会長として許可いたしましたので、御報告します。</p> <p>それでは、先に議題に入ります。</p>

議題

(1) 未婚の児童扶養手当受給者に対する臨時・特別給付金支給事務における保有個人情報の目的外利用について

- 議題(1)「未婚の児童扶養手当受給者に対する臨時・特別給付金支給事務における保有個人情報の目的外利用について」を議題とし、事務局に説明を求めます。

【説明要旨】

- それでは、会議次第の10ページを諮問書と併せて御覧ください。「未婚の児童扶養手当受給者に対する臨時・特別給付金支給事務における保有個人情報の目的外利用について」、御説明いたします。

これは、未婚の児童扶養手当受給者に対する臨時・特別給付金支給に係る決定事務及び給付金を支給することを目的として、健康福祉部子育て支援課が、同課が児童扶養手当支給事務のために保有する個人情報から目的外利用をするものでございます。

目的外利用により業務を行う理由といたしましては、給付金の支給対象者は、基準日（令和元年10月31日）における令和元年11月分の児童扶養手当の受給者であり、かつ、平成30年の所得が児童扶養手当の所得制限額に満たない者であることから、支給対象者を迅速かつ適正に把握し、及び該当の有無を判断するためとしており、当該事務を円滑かつ効率的に執行することが期待できるものと考えているところでございます。

この保有個人情報の目的外利用の適否及び本人への通知の省略について、今回、諮問させていただくものでございます。

詳細につきましては、子育て支援課から御説明させていただきます。

- 御説明させていただきます。資料1を御覧ください。

はじめに「1経緯」でございますが、子育て支援課では、「児童扶養手当」と申しまして、離婚や死亡等により、父又は母がいない児童を養育している方に手当を支給する事務を行っているところでございます。

未婚の児童扶養手当受給者に対する臨時・特別給付金につきましては、平成31年度税制改正大綱策定に向けた平成30年12月の与党政調会長間の合意において、令和元年10月から消費税率が引上げとなる環境の中、子どもの貧困に対応するため、ひとり親に対し、住民税非課税の適用拡大の措置を講じつつ、更なる税制上の対応の要否等について、令和2年度税制改正大綱において検討し、結論を得るとされたこと及びこれを踏まえ、臨時・特別の措置として、児童扶養手当の受給者のうち未婚のひとり親に対して、令和元年度において17,500円を児童扶養手当に上乗せして支給するとされたものです。

次に、「2保有個人情報の目的外利用を行う理由」でございますが、未婚の児童扶養手当受給者に対する臨時・特別給付金の支給対象者は、基準日、令和元年10月31日における令和元年11月分の児童扶養手当の受給者であり、かつ、平成30年の所得が児童扶養手当の所得制限額に満たない者とされております。そこで、支給対象者を迅速かつ適正に把握し、及び支給資格該当の有無を判断するため、子育て支援課が児童扶養手当支給事務のために保有する個人情報のうち「氏名、性別、住所、生年月日、国籍、本籍、続柄、婚姻、電話番号、整理番号、監護・養育開始年月日、扶養人数、収入、課税額、控除額、金融機関口座、支給決定内容」を目的外利用する必要があるためでございます。

次に、未婚の児童扶養手当受給者に対する臨時・特別給付金の概要について御説明いたします。

「3概要」を御覧ください。当該事業の実施主体は市町村となりますが、全額国から補助金が交付されます。

支給対象者につきましては、基準日（令和元年10月31日）において、令和元年11月分の児童扶養手当の支給に係る児童の父又は母のうち、今までに一度も婚姻をしたことがない者で、婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者つまり事実婚をしていない者又は事実婚の状態にあった者の生死が明らかでない者に対して支給いたします。

支給額は、支給対象者1人につき17,500円となります。

申請及び支給方法でございますが、申請につきましては、基準日（令和元年10月31日）において、11月分の児童扶養手当を支給する市町村に対して、支給の申請を行います。年度内に支給を完了させる必要があること、また、申請受付期間は、4か月以上6か月以内とされていることから、本市では、令和元年8月1日から令和2年2月3日とする予定でございます。

また、8月1日から申請を受け付けるために、申請受付期間開始までに支給対象者と思われる方に申請書を送付する必要があるため、支給対象者を迅速かつ適正に把握し、支給資格該当の有無を判断するため、児童扶養手当支給事務のために保有する個人情報を利用する必要があると考えております。

また、申請受付期間は、当該期間が経過した日をもって終了することが原則となりますが、災害等のやむを得ない理由により、申請期間の終了までに申請ができなかった場合につきましては、当初設定した申請期間より後の日付を最終期限として設定することも可能とされており、個別に対応することとしております。

申請方法でございますが、郵送による申請と窓口での申請の二種類がございます。

いずれの方法でも子育て支援課で支給決定後、指定された口座に給付金を振り込みます。なお、口座をお持ちでないなどの理由により、窓口において現金で支給を受けることも可能でございますが、原則は、口座への振込による支給といたします。

以上で、説明を終わらせていただきます。よろしく御審議をお願いいたします。

#### 【主な意見等】

- 「目的外利用により業務を行う理由」として、「基準日（令和元年10月31日）における令和元年11月分の児童扶養手当の受給者であり、かつ、平成30年の所得が児童扶養手当の所得制限額に満たない者」となっていますが、児童扶養手当には所得制限があり支給されるものであることを考えると、「かつ」以降の要件はどのような意味を持つのか確認させていただきたい。
- 児童扶養手当には所得制限がありますが、資格を持つとは未婚であること等のひとり親であるということであり、所得制限に応じて支給するか否かが分かります。資格がある受給者か、所得制限額以下か、ということであり、資格はあるが、所得が超えているので該当しないというケースもあります。
- 分かりました。続いてもう一点質問ですが、11月支給分は8、9、10月分であり、以降2か月ごとに支給されると思いますが、1

1月分として支給された要件を満たした場合には、11、12月分が1月に支給されるということであり、早ければ1月に支給されるということになりますか。申請は2月以降も受け付けるということは、11月の判定で決定して、期間が4か月の範囲を満たした場合には、次の2か月後に支給するということでしょうか。事務的な確認です。

- そのとおりです。
- 資料1の「3概要」の「(3)支給対象者」中にある「事実上婚姻関係と同様の事情にある者がいないもの又は当該父若しくは母と当該事情にあった者の生死が明らかでないもの」の確認方法はどのように行うのでしょうか。事実婚でも戸籍に載りますか。
- 申請時に戸籍（謄本）を添付し、婚姻歴を確認します。また、事実婚は戸籍に載りませんので、婚姻歴がないことの念書を取ることになります。
- 生死が明らかでないという確認も自己申告になるのでしょうか。
- そのようになります。
- その旨を伝えての周知を行うことになりますか。
- そのようになります。
- 未婚であるという要件は国が言っているのだと思いますが、離婚歴のあるひとり親家庭は除外されるという考え方でよいのですか。
- そのとおりであり、離婚、死別の方にはこれまでも税制上の寡婦控除があり、未婚の方にはそのような控除がなかったため、今回そのような方を対象にできた制度です。
- 資料1の「3概要」の「(3)支給対象者」中にもありますが、未婚の父というのはいり得るのですか。
- 事実婚の状態子どもを産んだ母親が子どもを残して行方不明になってしまっているケースがあるので、あり得ます。
- 今回の措置は消費税改正に伴う特例的なものだと思いますが、税制改正等の今後の見込みについての情報はありますか。
- 税関連の詳細な情報は不明ですが、未婚の寡婦に対しての税控除が入るとは聞いています。
- あくまで特例的、臨時的な給付措置であるということですね。
- 資料1の「2保有個人情報の目的外利用を行う理由」中の個人情報のうち、「続柄」とは子どもに対しての父、母ということですね。「国籍」、「本籍」の情報は必要なのでしょうか。
- 戸籍を添付させるため入ってきてしまい、確認するため必要です。
- 本人の申請と重複するので、個人を特定するための情報収集だと考えましたが、取得するにあたって入ってきてしまうものでもあるということですね。
- そのようになります。
- 個人情報としても「本籍」はかなり微妙なものです。あえて情報収集するのかとも思いましたが、添付書類として戸籍（謄本）を取ることであれば問題はないと思います。
- 監護下にある父又は母のうちとは、未成年者であるから入っているのでしょうか。
- 児童扶養手当の受給児童が18歳未満の者であるため、監護者としております。
- 監護している親が受給者になるのですか。
- 受給者は監護しているものとなります。
- この給付金も同様ですか。
- そのようになります。

**【審議結果】**

- 議題(1)について、保有個人情報の目的外利用及び当該目的外利用をする際の本人への事前通知の省略を可とします。

**議題**

(2) その他

- 議題(2)「その他」を議題とし、事務局に説明を求めます。
- 事務局からは、特にありません。

**報告事項**

- (1) 個人情報を取り扱う業務の状況について
  - (2) 個人情報を取り扱う業務の開始の届出に係る事項について
  - (3) 個人情報を取り扱う業務の変更の届出に係る事項について
  - (4) 個人情報を取り扱う業務の廃止の届出に係る事項について
  - (5) 保有個人情報の利用状況の届出に係る事項について
  - (6) 保有個人情報の目的外利用の届出に係る事項について
  - (7) 保有個人情報の外部提供の届出に係る事項について
- それでは、次の報告事項に移りますが、御異議がなければ、報告事項(1)「個人情報を取り扱う業務の状況について」から報告事項(7)「保有個人情報の外部提供の届出に係る事項について」までを一括での報告とさせていただきたいと思いますが、いかがでしょうか。
  - 異議なし。
  - それでは、報告事項(1)「個人情報を取り扱う業務の状況について」から報告事項(7)「保有個人情報の外部提供の届出に係る事項について」まで一括で、事務局に報告を求めます。
  - それでは、報告事項(1)「個人情報を取り扱う業務の状況について」から報告事項(7)「保有個人情報の外部提供の届出に係る事項について」まで、一括して御報告申し上げます。  
まず、報告事項(1)「個人情報を取り扱う業務の状況について」ですが、会議次第の1ページから2ページまでを御覧ください。こちらの表は、令和元年5月31日現在で市長に届出がなされている個人情報取扱業務につきまして、部署ごとの件数をまとめたものでございます。  
この件数は、報告事項(2)から(4)までで報告させていただきます、個人情報を取り扱う業務の開始・変更・廃止の届出を反映した件数となっております。  
2ページの下合計欄を御覧ください。令和元年5月31日現在の各実施機関における個人情報取扱業務の件数でございますが、市長から議長までの実施機関の合計で、624件となっております。  
次に、報告事項(2)「個人情報を取り扱う業務の開始の届出に係る事項について」、報告いたします。  
会議次第の3ページ及び報告資料の3ページを御覧ください。条例第6条第1項の規定による個人情報を取り扱う業務の開始に係る届出がなされた件数は4件です。詳細につきましては、報告資料の3ページ及び4ページのとおりでございます。なお、保有開始年月日が、平成30年度以前のものにつきましては、主管課からの届出が遅れたため、今回御報告させていただくものでございます。  
次に、報告事項(3)「個人情報を取り扱う業務の変更の届出に係る事項について」、報告いたします。

会議次第の4ページ及び報告資料の7ページを御覧ください。条例第6条第1項の規定による個人情報を取り扱う業務の変更に係る届出がなされた件数は3件です。届出に係る事項の詳細につきましては、報告資料の7ページから9ページまでに記載されたとおります。

次に、報告事項(4)「個人情報を取り扱う業務の廃止の届出に係る事項について」、報告いたします。会議次第の5ページ及び報告資料の13ページを御覧ください。条例第6条第2項の規定に基づき、届出がなされた業務の件数は4件でございます。詳細につきましては、報告資料13ページ及び14ページのとおりです。

次に、報告事項(5)「保有個人情報の利用状況の届出に係る事項について」、報告いたします。会議次第の6ページ及び報告資料の17ページを御覧ください。条例第6条第3項の規定に基づき届出がなされた業務件数は、563件でございます。これは、平成30年度において利用された個人情報について、業務ごとにまとめたものでございます。詳細につきましては、報告資料の17ページから61ページまでに記載されたとおります。

次に、報告事項(6)「保有個人情報の目的外利用の届出に係る事項について」、報告いたします。会議次第の7ページ及び報告資料の65ページを御覧ください。条例第8条第4項の規定に基づき届出がなされた件数は、9件でございます。詳細につきましては、報告資料の65ページから69ページまでのとおりです。

次に、報告事項(7)「保有個人情報の外部提供の届出に係る事項について」、報告いたします。会議次第の8ページ及び報告資料の73ページを御覧ください。条例第8条第4項の規定に基づく届出がなされた件数は、112件でございます。詳細につきましては、報告資料73ページから110ページまでのとおりでございます。

以上で報告を終わります。

#### 【主な意見等】

- 外部提供において「HOYAサービス株式会社」に提供しているものが多く報告されていますが、個人情報保護条例の規定では「届出を受理したときは、速やかに当該届出に係る事項を審議会に報告しなければならない。」となっており、どのような状況なのかを確認させてください。
- 前回の会議の時点で報告したものの以降に、所管課から届出のあったものを今回報告しているものであり、会議開催の間に受けたものをまとめて報告するため、このような状況になっております。
- 提供する際の判断基準はどのようになっているのでしょうか。
- 外部提供は通常禁止ではありますが、条例上、外部提供できる場合が規定されており、法令に定めがあるときや、個人情報保護審議会に付議し、外部提供することを可と決定をいただいた場合に外部提供することができます。本件については、平成30年2月27日の審議会外部提供の可否について審議いただいた結果、外部提供することを可と決定いただいたものです。
- 外部提供の届出件数が112件、提供先964件となっておりますが、1件の届出で提供先が複数になっているのでしょうか。
- 同じ事務において複数の件数の外部提供を行っているものであり、報告資料74ページのNo.4の「立川市ほか38件」のように、届出件数と提供先の数値が大きく乖離して表れているということです。

	<p>○ 了解しました。</p> <p>○ 目的外利用等の「等」に「外部提供」を含んでいるのでしょうか。</p> <p>● お見込みのとおりであり、個人情報保護条例の第8条第2項において「目的外利用又は外部提供（以下「目的外利用等」という。）」となっております。</p> <p>○ 今回の報告事項(6)、(7)ともに以前の審議会で了解を得ているものということでしょうか。</p> <p>● 目的外利用又は外部提供できるケースが条例第8条第2項各号に規定されており、第6号の「審議会の意見を聴いて行政執行上必要があると認めるとき」により、その他第1号から第5号の「法令等に定めがあるとき」、「あらかじめ本人の同意を得ているとき」等の規定により目的外利用又は外部提供したものを報告しております。</p> <p>○ 報告資料上それらの表記はされていますか。</p> <p>● 74ページのNo.4では、下から2番目に「審議会（平成4年8月26日）」と、77ページのNo.13では「本人事前同意」と、「目的外利用の根拠」や「外部提供の根拠」の欄に表記されております。</p> <p>○ 資料を見ていると煩雑な事務が増えてきていることがうかがえ、個人情報を守る審議会で慎重に審議しなければならないのはもちろんのこと、事務を行う職員にもお疲れ様と伝えたいです。</p> <p>報告事項 (8) その他</p> <p>○ 報告事項(8)「その他」について、事務局に報告を求めます。</p> <p>● 特にありません。</p> <p>○ 以上をもちまして、本日の議題は全て終了しました。 これで、令和元年度第1回武蔵村山市個人情報保護審議会を終了します。</p> <p style="text-align: right;">以 上</p>
--	---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------

<p>会議の公開・ 非公開の別</p>	<p><input checked="" type="checkbox"/>公開</p> <p><input type="checkbox"/>一部公開</p> <p><input type="checkbox"/>非公開</p> <p>※一部公開又は非公開とした理由</p> <p style="font-size: 2em;">[</p> <p style="text-align: right;">傍聴者： _____ 0 人</p> <p style="font-size: 2em;">]</p>
-------------------------	---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------

<p>会議録の開示・ 非開示の別</p>	<p><input checked="" type="checkbox"/>開示</p> <p><input type="checkbox"/>一部開示（根拠法令等： _____ )</p> <p><input type="checkbox"/>非開示（根拠法令等： _____ )</p>
--------------------------	---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------

<p>庶務担当課</p>	<p>総務部 文書情報課 (内線：385)</p>
--------------	---------------------------